

四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係る
コンストラクション・マネジメント業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集することで、価格評価だけではなく、理解力、実績、専門性、企画力、予見可能性等を総合的に判断し、本業務の履行に最も適した契約相手方候補者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1)業務名

四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係るコンストラクション・マネジメント業務委託

(2)業務内容

別添「四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係るコンストラクション・マネジメント業務委託仕様書」のとおり

(3)契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4)委託上限額(消費税及び地方消費税相当額を除く)

32,200,000 円

(5)契約方法

公募型プロポーザル方式により選定した受託候補事業者と本市との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約締結

3 参加資格要件

次の要件を全て満たすことを参加資格要件とする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2)本市の令和7年度の入札参加資格を有する者であり、本市及び大阪府の競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (4)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (5)健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。
- (6)四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (7)仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、本市と円滑に連絡調整ができる地域に本店又は営業所等があること。
- (8)平成27 年4月以降、国または地方公共団体において、小中学校施設(または公共施設も可)の整備に係るコンストラクション・マネジメント業務を元請けとして受託し、履行した実績を有する者であること。

4 スケジュール

内容	日程
実施要領等の公表(入札公告)	令和7年6月 5 日(木)
質問受付期間	令和7年6月12日(木)正午まで
質問回答日	令和7年6月18日(水)
応募書類の提出期限	令和7年6月25日(水)午後5時まで
1 次審査(書類審査)結果通知	令和7年7月2日(水)
企画提案書類の提出期間	令和7年7月22日(火)～8月4日(月)午後5時まで
2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和7年8月19日(火)
2 次審査結果通知及び公表	令和7年8月下旬
契約の締結	令和7年9月上旬

※スケジュールは変更となる可能性がある。

5 参加手続き

(1) 実施要領等の公表

- ①公募期間：令和7年6月 5 日(木)～令和7年6月25日(水)午後5時まで
- ②公募方法：市ホームページにて公表。資料はダウンロードして使用すること。

(2) 質問の受付及び回答

受付期限	令和7年6月5日(木)から6月12日(木)正午まで
質問方法	電子申請フォームによる提出
電子申請フォームの URL	https://logoform.jp/f/eW0vz
回答方法	令和7年6月18日(水)の午後5時までに、市ホームページにて回答を掲載する。 なお、質問がなかった場合は、ホームページへの掲載はない。質問に対する回答内容は、本実施要領等の追加または修正とみなす。

(3) 応募書類の提出

提出期限	令和7年6月25日(水)午後5時まで
------	--------------------

提出方法	電子申請フォームによる提出
電子申請フォームの URL	https://logoform.jp/f/dNf6O
提出書類	①参加申込書（様式第 1 号） ②会社概要書（様式第 2 号） ③業務実績調書（様式第 3 号） ※契約書の写しを添付すること。 ④配置予定技術者調書（様式第 4 号） ※配置予定技術者の人数分作成すること。 ※保有資格を証するものの写しを添付すること。 ⑤業務スケジュール（任意様式） ⑥令和 6 年度課税証明書（写し） ⑦令和 6 年度納税証明書（写し）

(4) 1 次審査(書類審査)の実施・結果通知

①実施

- ・提出された応募書類により書類審査を実施する。
- ・別添「審査基準」に基づいて、評価する。
- ・参加資格要件を満たす事業者が多い場合は、1次審査通過者として上位4者を選定する。なお、参加事業者が1事業者のみであっても、審査を行う。評価点が6割に満たない場合は、1次審査を通過できないものとする。

②結果通知

- ・審査結果は、参加申込みした全事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。
送付予定日：令和7年7月2日(水)
- ・1次審査通過事業者には、2次審査の日時等の詳細も併せて通知する。

(5) 企画提案書類の提出

提出期間	令和7年7月22日(火)～8月4日(月)午後5時まで
提出方法	電子申請フォームによる提出
電子申請フォームの URL	1次審査結果通知送付時にお知らせする。
提出書類	①企画提案書提出届（様式第 5 号） ②企画提案書（任意様式） ③参考見積書（様式第 6 号） ※押印の上、PDF にすること。 ※委託上限額を超えないこと。 ※人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できる よう内訳書（任意様式）を添付すること。
市が求めるもの	四條畷市学校施設整備方針（令和 6 年 1 2 月改訂版）に基づき学校施設の長寿命化などの教育環境整

	備を進めるにあたり、一定の人員確保と専門的な知識・経験が必須となる中、本市の職員体制ではいずれも不足しており、今後も整備業務に必要な体制確保が困難であることが想定される。 このことを踏まえ、今後実施を予定している四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の基本計画の策定並びに基本設計策定後に着手する基本設計等の整備に向けた方向性の検討や能力の「質的・量的補完及び支援」を求める。
企画提案書内容	・簡潔明瞭に記載すること（イメージ図含む）。 ・提案内容に以下の項目を必ず盛り込むこと。 ①業務の実施方針 ※業務の実施方針、実施体制、特に重視する業務遂行上の配慮事項等 ②基本計画準備、管理支援、発注方式検討等、仕様書に記載の業務内容の支援の具体的な内容や特徴について
その他	・企画提案書の資料の向きは縦横どちらでも可。 ・企画提案書の枚数はA4判片面5枚以内とし、簡潔に記載すること。 ・提出後は、企画提案書の差替え、変更、追加を認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明瞭な表示等があり、かつ、本市が再提出を認める場合はこの限りではない。

(6)2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)の実施・結果通知

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。その内容を審査基準に基づき業者選定委員会にて評価・採点する。2次審査の評価点は、各事業者に対する委員の採点の平均点（小数第1位四捨五入）とし、2次審査の評価点が6割に満たない場合は、受託候補事業者とならない。

1次審査の評価点と2次審査の評価点に価格評価点（※）を加え、その合計点が最も高い事業者を受託候補事業者とする。また、合計点が最も高い提案が複数となった場合は、見積価格が最も安価な事業者を受託候補事業者とする。なお、1次審査通過者が1事業者のみであっても、審査を行う。

※価格評価点については、以下の算定式により算出した値を価格評価点とし、小数点第1位を四捨五入する。

$$\boxed{\text{算定式}} \quad (1 - \text{見積価格} / \text{提案上限額}) \times 100 = \text{価格評価点}$$

実施日	令和7年8月19日(火)
実施場所	四條畷市役所本館又は東別館(予定)(四條畷市中野本町1番1号)
実施内容	・企画提案書による説明を実施し、その後ヒアリングを行う。 ・時間は、1者60分程度(準備・片付け10分、プレゼンテーション30分、ヒアリング20分) ・プレゼンテーションは、パソコン等の使用を可能とする。プレゼンテーションで必要な機器については事業者において準備すること(スクリーンは除く)。 ・プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いた内容説明とし、追加資料の提出や動画、模型の使用は一切認めない。
出席者等	出席者は3人以内とし、契約後に本業務に携わる責任者及び担当者が出席すること。
評価方法	別添「審査基準」に基づいて、評価する。
結果通知	令和7年8月下旬に、2次審査実施事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。

6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、その提案に係る参加者は失格とする。

- ①提出方法、提出場所及び提出期限に適合しない場合
- ②本市の指定する作成様式及び示された条件に適合しない場合
- ③提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④価格提案書の金額が委託上限額を超過する場合
- ⑤評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥その他提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

7 選定結果の公表方法

参加事業者数及び評価点、選定した事業者名を市ホームページに掲載する。

8 その他

- (1)プロポーザルの参加事業者は、辞退届(様式第7号)の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。
- (2)提出物の提出後においては、差替え、訂正及び再提出は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明瞭な表示等があり、かつ、本市が再提出を認める場合はこの限りではない。
- (3)提出物の作成・提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、事業者の負担とする。

- (4) 提出物の返却は一切行わない。
- (5) 本プロポーザルの実施に関して使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法に定めるもの、時刻は日本標準時とする。
- (6) 本プロポーザルの提案は、1事業者につき、1提案に限る。
- (7) 本プロポーザルにおいて入手した市の情報等を本プロポーザルの目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁ずる。
- (8) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

9 問い合わせ先

担当部署	四條畷市教育委員会事務局学校教育部教育総務課
住 所	大阪府四條畷市中野本町1番1号
電 話	072-877-2121(代表)
e-mail	kyousou@city.shijonawate.lg.jp